

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く。))の分... 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分(平二十六・十・一前開始連結事業年度分)

御注意 1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であつて、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)... 2 全支配関係がある全ての大法人が有する株式の全部をいづれかの大法人が有する株式である出資金の額が五億円以上である法人... 30 「30」から「32」までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下「非中小法人」といいます。))に該当する非中小法人、受託法人及び相互会社を除きます。)

Header section containing tax authority information (平成 年 月 日 税務署長殿), taxpayer details (納税地, 電話), and company information (連結親法人名, 代表者住所, 添付書類).

連結事業年度分の申告書

Submission details including tax law articles (税理士法第30条, 第33条) and document submission status (要, 有, 無).

Main calculation table with columns for tax amounts (所得税額等の還付金額, 連結中間納付額, etc.) and rows for various tax items (法人税額計, 控除税額, etc.).

税理士署名押印 (Official stamp area for the tax preparer)